

2019年3月20日

「プラチナくるみん認定」を取得

アフラック生命保険株式会社(代表取締役社長:古出 眞敏)は、2019年3月1日付で、厚生労働省東京労働局長より次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定企業として「プラチナくるみん認定」を取得しました。「プラチナくるみん認定」とは、子育てサポート企業として「くるみん認定」を受けた企業のうち、より高い水準の取り組みを行った企業を認定する制度です。

当社は2007年より今回を含め3回「くるみん認定」を受けており、育児と仕事の両立支援をはじめとした「ワークライフマネジメント」の推進に積極的に取り組んでいます。

今後も、柔軟かつ効率的な働き方のためのさまざまな取り組みを通して、多様な人材が活躍できる職場づくりに取り組んでいきます。



当社の仕事と子育ての両立を支援する主な取り組み

当社は、仕事の進め方・働き方の基本方針として「Work SMART」を定め、「仕事の進め方5原則」を実践しています。社員一人ひとりが生産性を向上させ、それぞれの仕事により大きな付加価値を生み出しながら、ライフの充実を図り、個人の価値も向上できるようになることを目指しています。

1. 子育て支援に関する取り組み

制度	概要
育児休職制度	子が満1歳(事情により最長2歳)に達する日まで取得可能 ※育児休職の最初の連続5営業日は有給扱い
配偶者出産休暇	配偶者が出産する際、出産日(出産予定日)の前後3ヶ月の間に最大5営業日取得可能
子ども看護休暇	小学校卒業前の子どもの看護を目的として、30分単位で年間最大5日(通算35時間)まで、2人以上であれば年間最大10日(通算70時間)まで休暇を取得可能
企業内保育所	調布の事業所(アフラックスクエア)内にある保育園で、0歳~2歳の子どもを持つ共働き、または自治体からの認定等の要件を満たした社員などが利用可能
産休前セミナー	産育休からの復帰後の働き方やキャリア形成について考えることを目的に実施
復職者向け研修	グループワークや先輩社員の体験談・事例をもとにキャリアと育児の両立に向けた具体的なノウハウを学ぶことを目的に実施

2. 柔軟な働き方に関する取り組み

制度	概要
在宅勤務	全社員が利用可能(回数制限なし)
サテライト勤務	自宅近くの事業所などで勤務可能(全国9カ所)
時間単位年休	1時間単位で有給休暇を取得可能
シフト勤務	朝7時から夜9時の時間帯で8パターンの勤務帯を1日単位で利用可能
短時間勤務	勤務時間を短くする制度で、子どもが小学校を卒業するまで利用可能。また、シフト勤務・フレックスタイム制度と組み合わせ可能
フレックスタイム制度	社員が自律的に月単位の業務の繁閑や私生活の予定をふまえ、出退勤の時間(勤務時間)を決めることができる制度